

大阪市告示第624号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和6年5月13日（月）	午後5時30分から 午後10時まで
	令和6年5月20日（月）	
	令和6年5月27日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）